

【提言5】

- 子どもを巻き込んだ形で行われる心中を児童虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに、事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応の在り方を検討する。
- 特に、過去に心中未遂のあった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底する観点から、「子ども虐待対応の手引き」の見直しを行う。

3) 保護・支援に関するもの

課題6 親子分離後の対応

- 子どもが施設や里親などに保護された場合の一時帰宅や措置解除の判断に関するルールが不明確である。また、その前提となるアセスメントも適切に行われていない場合がある。
- 施設入所ケースにおいては、その後、きょうだいが出産し、そのきょうだいの養育に支援が必要な場合が見られることが多いが、児童相談所や施設によるフォローが中心で、地域における関係機関の関与やネットワーク全体での取組が不十分である。

(報告事例の状況)

- ヒアリングの事例1, 2, 3はいずれも本人またはきょうだいが虐待や養育困難で保護されている。にもかかわらず、その親や家庭を変えるための適切な支援が行われず、その結果、保護の時点からの改善がみられないまま、家庭復帰や一時帰宅が行われたり、下の子どもへの虐待が起きていた。
- ヒアリングの対象事例においては、①試験外泊を含め入所措置を解除する際、ルールがなかった、②入所措置解除後、見守りを依頼された保育所や児童養護施設は、児童相談所から何をどのように見守り、問題があった場合どこに連絡するのかなどの体制や対応について取り決めていなかったため、それぞれ把握した情報が児童相談所に伝えられなかったといった例があった。
- 報告事例には、施設入所の措置解除後に子どもが死亡するに至った以下のような事例があった。

- ・ 生後すぐに施設に入所していたが、母親が再婚し引き取りを希望したため、保育所に入所させた上で措置解除とともに相談を終結した。その後、保育所から虐待通告があり、調査により数日間に渡って子どもが新たな傷を負って通園して来たことを確認したが、親子分離しないままに事件が発生し子どもが死亡した。

【提言 6】

- 一時帰宅を含め施設入所等（虐待以外の養護相談ケースを含む。）の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化するとともに、措置解除の際のチェックリストを作成すべき。
- その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討する。
- 要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースのみを対象とするのではなく、施設入所中のケースもフォローの対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底する。

（参考）

平成19年5月に成立した改正法による改正後の児童虐待防止法（以下「改正児童虐待防止法」という。）においては、施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとされたところ。

課題7 転居ケースへの対応

- 保護者の転居により児童相談所の管轄外になる場合、そのケース移管等についてのルールが不明確である。

（報告事例の状況）

- ヒアリング事例1においては、母の転居により入所当時とは別の地域での母子の生活に戻ったにもかかわらず、児童相談所は、乳児院入所措置を解除と同時に対応を終結し、転居先を管轄する児童相談所にケースを移管しなかった。

【提言 7】

- 児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルールを明確化する。

4) その他

課題 8 残されたきょうだいへの対応

○ 死亡事例の場合、残されたきょうだいに対する安全確保やその他の支援について、対応のあり方が明確になっていない。(第2次報告書でも指摘)

(報告事例の状況)

- 報告事例中、残されたきょうだいは計34人で、特にその半数以上(18人;52.9%)が3歳以下の低年齢の子どもとなっていた。
- 事件が発生した際の残されたきょうだいへの対応としては、「安全確認」が19例、「面接」が17例、「親からの分離」が12例、「心理的ケア」が14例(複数回答)であり、調査時点における残されたきょうだいの居所は、自宅が14人(43.8%)、祖父母宅が5人(15.6%)となっていた。

【提言 8】

- きょうだい虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後、まずは安全の確保を第一とする対応を行うこととし、一定期間定期的に安全確認を実施すべき。

6. 地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について

虐待によって子どもが死亡する状況は、児童虐待防止法施行後も跡を絶たず、こうした痛ましい出来事をなくしていくことが強く求められている。そのためには、なぜこのようなことが起きるのかを分析し、また、現在の制度や運用のあり方のどこに問題があるのかを知ることが重要であり、その意味で、死亡事例等を徹底的に検証していくことが有効である。

国においては、平成16年から社会保障審議会児童部会において本委員会が設置され、厚生労働省で把握し得た子ども虐待による死亡事例等について検証を実施してきた。しかし、これらの事例の多くについて、地方公共団体における検証が実施されていない現状がある。

こうした状況の下で、今般の児童虐待防止法改正により、地方公共団体における検証の責務とともに、死亡事例等についての都道府県知事による都道府県児童福祉審議会への報告義務が規定されることとなった。このため、今後同法に基づき、地方公共団体においても検証作業が積極的に進められるものと思われるが、本委員会として、こうした地方公共団体の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方及び検証の進め方について示すこととした。

なお、本委員会では、これまでの本委員会での検証の実績と今後各地方公共団体において行われる検証作業の状況を踏まえ、検証の進め方についてさらにその在り方を検討することとする。

基本的な考え方

1 目的

- 検証は、虐待による子どもの死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

- 都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。
- なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

3 検証組織

- 都道府県児童福祉審議会(児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同じ。)の下に部会等を設置する。検証組織は、常設することが望ましいが、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも差し支えないこととする。
- 事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くこととする。

4 検証委員の構成

- 検証委員は外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

5 検証対象の範囲

- 検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- なお、都道府県は、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例を含め、広く虐待による死亡事例等の情報収集に努めるものとする。

6 会議の開催

- 死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証することも差し支えない。

7 検証方法

- 事例ごとに行う。
- 検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、

現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。

- 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

注：関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会…は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報の保護に関する法律第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

8 報告等

- 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県に報告するものとする。
- 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。
- 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

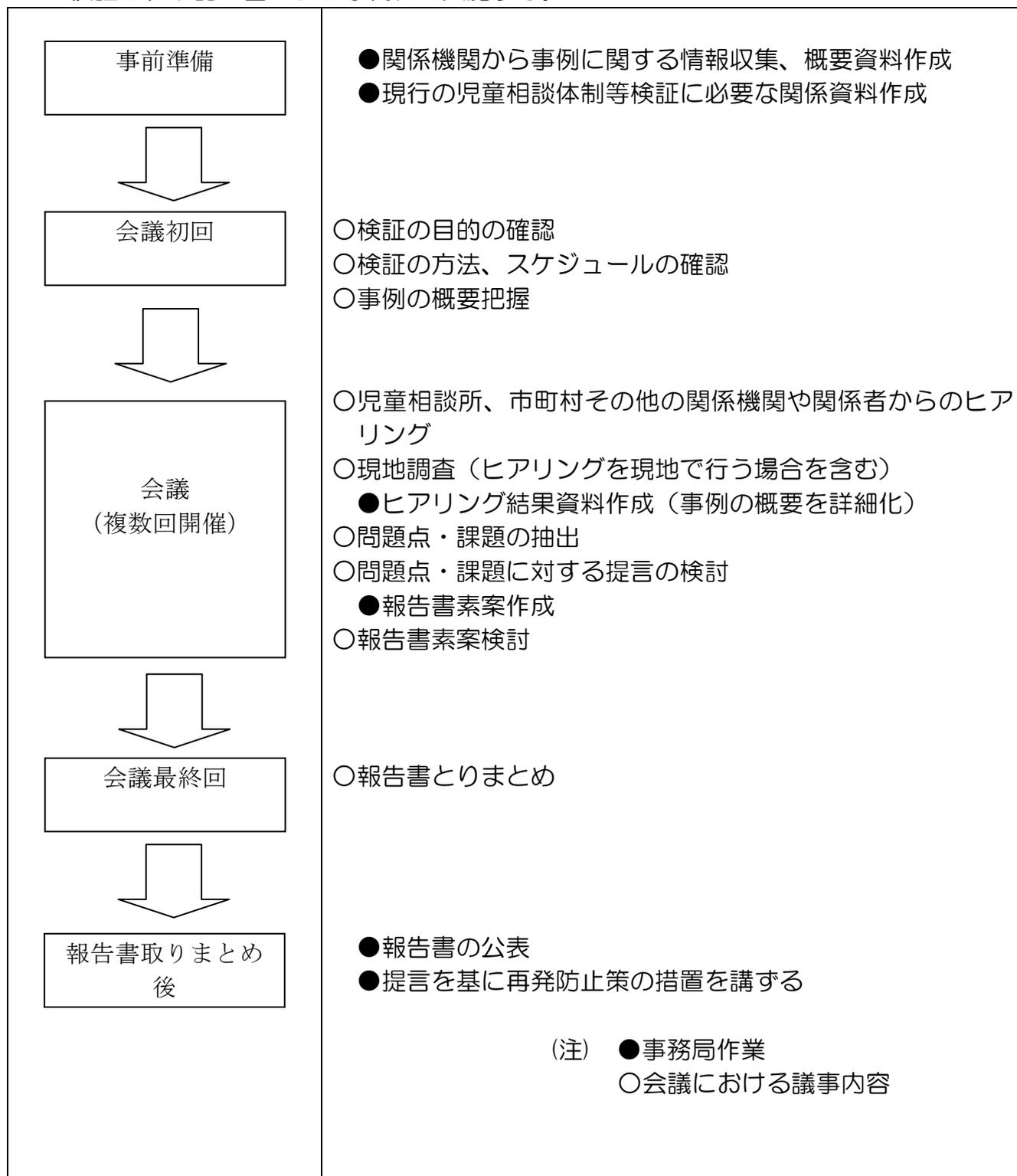
注：国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては、「社会保障審議会及び児童福祉審議会（＝都道府県児童審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

9 児童相談所又は市町村等による検証

- 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。
- こうした児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、基本的考え方（のうち7）の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。



1) 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。
この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・死亡した子ども及び家族の状況、特性等
- ・死亡に至った経緯
- ・児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・市町村の関与状況等
- ・その他の関係機関の関与状況等

(2) 資料準備

- (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

※ 「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

- 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。
 - ・各児童相談所の組織図
 - ・職種別スタッフ数
 - ・相談件数
 - ・相談対応等の概要
 - ・その他必要な資料
- 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

2) 事例の概要把握

会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

(1) 確認事項

- 検証の目的
- 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

○ 検証スケジュール

(2) 事例の概要把握

- 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- 疑問点や不明な点を洗いだす。

3) 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

(1) 関係機関ごとのヒアリング

- ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。
- ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。
- ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。
- ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。
- ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではない。
- 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

(2) 現地調査

- 子どもの生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。
- 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

4) 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題、その他の問題点・課題を抽出する。

※ この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき、建設的な議論を行うことが期待される。

5) 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を提言する。

6) 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

（1） 報告書の作成

- 報告書の骨子について検討する。
- 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

（盛り込むべき内容例）

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

- 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。
- 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

（2） 公表

- 事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。

注：子ども虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、改正後の児童虐待防止法において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。

- (3) 報告書の提言を受けて
- 事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告する。

1. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員

岩城 正光	NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事長
上野 昌江	大阪府立大学看護学部教授
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
坂本 正子	甲子園短期大学家政学科教授
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
◎松原 康雄	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

◎：委員長、 ○：委員長代理

2. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会開催経過

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」

第9回 平成18年4月28日（金）

- ・児童虐待による死亡事例の検証について
- ・今後の検証の進め方

第10回 平成18年7月27日（木）

- ・児童虐待による死亡事例の検証について
- ・今後の検証の進め方

第11回 平成18年9月21日（木）

- ・児童虐待による死亡事例等調査結果について
- ・児童虐待による死亡事例等検証のガイドラインについて、他

第12回 平成18年12月25日（月）

- ・児童虐待による死亡事例等調査結果のまとめ方について、他

第13回 平成19年1月19日（金）

- ・児童相談所運営指針の見直しについて
- ・児童虐待による死亡事例等の検証ガイドラインについて、他

第14回 平成19年3月19日（月）

- ・児童虐待による死亡事例等の検証結果等について、他

第15回 平成19年5月25日(金)

・第3次報告書(案)について

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における児童虐待事例に係る現地調査

- ・平成18年11月15日(水)
- ・平成18年11月17日(月)
- ・平成18年12月18日(火)
- ・平成18年12月21日(金)